

件名：NSW、VIC州、及びACTに外国から到着する人に対する隔離措置について
(COVID-19 関連)

【ポイント】

- NSW州とVIC州政府は、新たな変異株 (Omicron) への予防的措置として、11月28日 (日) 午前0時より、全ての入国者 (ワクチン完全接種者を含む) に対して自宅等での72時間の隔離措置を講じる旨発表しました。
- 首都特別地域 (ACT) は、NSW州とVIC州の措置に合わせ、11月28日 (日) 午前0時から、全ての海外から入国者 (ワクチン完全接種者を含む) に対して、11月30日 (火) 午後11時59分までの隔離を義務化しました。当該措置については11月30日 (火) に見直され、隔離期間をさらに延長する必要があるかどうか判断されます。
- 新たな変異株への予防的措置として、指定された南部アフリカ諸国に過去14日以内に滞在歴のある人は、14日間の隔離が求められます。

【本文】

1 各州の発表及び措置の詳細は、下記リンク先をご確認ください。

○NSW州：<https://www.nsw.gov.au/covid-19/travel-restrictions/international-travel-rules>

○VIC州：<https://www.coronavirus.vic.gov.au/information-overseas-travellers>

○ACT：<https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/quarantine-requirements-re-introduced-for-all-international-arrivals>

2 ACTでの措置

(1) 指定された南部アフリカ諸国 (南アフリカ、レソト、ボツワナ、ジンバブエ、モザンビーク、ナミビア、エスワティニ、マラウイ、セイシェル。以後「指定国」と記載) に過去14日以内に滞在歴があり、11月27日 (土) 午後11時59分以前に豪州に到着し現在ACTに滞在している人は、速やかに検査を受け、現在の滞在場所で指定国を出てから14日間経過するまで隔離し、オンラインで申告しなければなりません。同居している人も、この措置に従わなければなりません。

○オンライン申告先：<https://www.covid19.act.gov.au/travel/online-travel-forms>

(2) 11月27日午後11時59分以降に外国から到着する人

ア 指定国から到着する人は、ワクチン接種の有無にかかわらず、到着地で隔離し、到着地の規則に従ってください。

イ ワクチン接種を終了しており、指定国以外から到着する人は、到着地の規則に従う必要があります。もし、到着地からACTへの移動が許可される場合は、オンラインで申告を行い、2021年11月30日 (火) まで隔離をする必要があります。この隔離要件は、11

月30日(火)に見直され、隔離期間をさらに延長する必要があるかどうか判断される予定です。

ワクチン接種を受けていない人は、引き続き到着した場所で14日間の隔離を行う必要があります。

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244 (代表)

FAX：02-6273-1848

メール：consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP：https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト：<https://www.australia.gov.au/>

ACT政府コロナウイルス関連サイト：<https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト：<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト(日本語)：
<https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja>

豪保健省コロナウイルス関連サイト：<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

※当館はACT(首都特別地域)を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館(NSW州、NT(北部準州)管轄)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在メルボルン総領事館(VIC州、SA州、TAS州管轄)

https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ブリスベン総領事館(QLD州管轄)

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在パース総領事館(WA州管轄)

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>